

○一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、一時的に保育を必要とする児童の健全な育成を図るため、本市が実施する児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下、「一時預かり」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 一時預かり対象者は、保護者が市内在勤又は在学、または家庭において一時的に保育ができない保護者の生後満3か月（ウェルシティー一時預かり保育室においては満6か月）から小学校就学前の児童、又は、子ども・子育て支援法（平成24年65号）第20条第1項及び第3項の認定を受けた同条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであつて、その者の保護者が複数の法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に対して特定教育・保育等の利用を申請し、その利用ができるようになるまでの間にあるもののうち、市長が特に保育を行う必要があると認めるもの（以下、「待機児童」という。）の保護者の児童とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(実施場所)

第3条 一時預かりは、ウェルシティー市民プラザ及びすくすくかんにおいて実施するものとする。

(実施時間)

第4条 一時預かりの実施時間は、月曜日から日曜日までの午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員及び日数)

第5条 1日当たりの一時預かりの定員は、10名以内とし、1月当たりの利用可能な日数は、原則として14日以内とする。ただし、待機児童については、31日以内とする。

(一時預かり利用申請書)

第6条 一時預かりを受けようとする児童の保護者は、一時預かり利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部負担金)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(この条において「利用料」という。)を一部負担金として負担しなければならない。

- (1) 待機児童 月額 教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年4月1日横須賀市規則第24号）第2条第2項又は第3項に規定する額に相当する額。ただし、ウェルシティ市民プラザを利用する場合は、給食費相当分として7,500円を差し引いた額
- (2) 3歳未満の児童（前号に掲げるものを除く） 30分につき 250円
- (3) 3歳以上の児童（前号に掲げるものを除く） 30分につき 175円
- (4) 昼食（3歳未満の待機児童以外に提供した場合に限る） 1回につき 250円
- (5) 間食（3歳未満の待機児童以外に提供した場合に限る） 1回につき 100円
- 2 前項各号の児童の年齢は、一時預かりを受ける年度の4月1日現在のものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日までの間、第7条第1項第4号及び第5号の適用については、第7条第1項第4号中「250円」とあるのは「220円」と、同条同項第5号中「100円」とあるのは、「80円」とする。

一時預かり利用申請書

年 月 日				
(あて先) 横須賀市長				
住所 フリガナ (保護者) 氏名 電話 児童との続柄 ()				
次のとおり申請します。				
場所	ウェルシティー一時預かり保育室 ・ すくすくかん一時預かり保育室			
児童名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	年 月 日生 (歳)	年 月 日生 (歳)	年 月 日生 (歳)	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
及び時間	□午前 □午後 時 分 から □午前□午後 時 分 まで			
申請	ア 保護者の就労 イ 職業訓練 ウ 就学 エ 保護者の傷病 オ 災害・事故 カ 家族の看護・介護 キ 冠婚葬祭 ク 交流保育 ケ 集団保育 コ ボランティア活動 サ その他 ()			
継続的な 仕事等	週 日勤務			
	月 火 水 木 金 土 日 (勤務日に○)			
家族の 状況	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	続柄 ()	続柄 ()	続柄 ()	続柄 ()
	職業 ()	職業 ()	職業 ()	職業 ()
	勤務先 電話	勤務先 電話	勤務先 電話	勤務先 電話
児童に関 すること	平熱 ℃ アレルギー (有 ・ 無) 有の場合 () ひきつけ (有 ・ 無) その他に伝えたいことがありましたらご記入ください。 ()			